

台東区公衆喫煙所設置費等助成金交付申請書

東京都台東区長 殿

住 所（所在地）
 申請者 氏 名（団体名）
 （代表者名） ※
 電話番号

※団体・法人の場合は、記名押印してください。

東京都台東区公衆喫煙所設置費等助成要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。台東区公衆喫煙所設置費等助成金の申請に当たり、裏面の要件を全て満たしていることに相違ありません。また、要件を満たさなくなった場合や申請に虚偽があった場合は、助成決定の取消しに同意します。

公衆喫煙所の場所 （所在地）	
公衆喫煙所の 名 称	
公衆喫煙所の 面 積	m ²
公衆喫煙所の 区 分	<input type="checkbox"/> 屋内型 <input type="checkbox"/> 屋外 コンテナ型 <input type="checkbox"/> 屋外 トレーラー型
申請の種類	<input type="checkbox"/> 設置経費 <input type="checkbox"/> 維持管理費

設置経費に係る申請

工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
総事業費※	円
他の助成額	円
助成対象経費※	円
助成申請額	円

維持管理経費に係る申請

助成申請期間	<input type="checkbox"/> 初年度 <input type="checkbox"/> () 年目
	年 月 日 ~ 年 月 日
総事業費※	円
他の助成額	円
助成対象経費※	円
助成申請額	円

※ 消費税及び地方消費税相当額を除いた額

台東区公衆喫煙所設置費等助成金の助成要件

		チェック
1	一般に開放し、かつ無料で利用できること。	
2	概ね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。	
3	専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。	
4	供用開始後、最低5年は継続して運営すること。	
5	法令に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること。	
6	駅周辺等の人通りの多い場所又は区長が特に必要であると認める場所にあること。	
7	公衆喫煙所の設置について、設置場所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等及び設置場所の区域の町会に周知していること。	
8	東京都台東区指定公衆喫煙所に関する要綱（令和4年3月28日3台環環第1401号）に基づき、台東区の公衆喫煙所としての指定を受け、区のホームページ等で公開することに同意すること。	
9	屋内公衆喫煙所、屋外コンテナ型公衆喫煙所又は屋外トレーラー型公衆喫煙所で、次の要件を満たすものであること。	
	屋内公衆喫煙所	
	ア 壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。	
	イ 出入口において、喫煙所内に向かう風速が0.2m/秒以上であること。ただし、喫煙所内から、非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れない等の対策が取られている場合は、この限りでない。	
	屋外コンテナ型・屋外トレーラー型公衆喫煙所	
	ア 壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。	
	イ 建物の入口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮されていること。	
10	たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出することができる排気装置、脱臭機等が設置され、かつ、排出したたばこの煙及び臭いが近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。	
11	出入口に扉を設けていること。	
12	床面積が概ね5㎡以上で、収容人数が3名以上であること。	
13	法令等で規定する基準を満たしたものであること。	
14	出入口に喫煙を目的とする場所であることが分かる標識を掲示すること。	
15	出入口に20歳未満の人の立入りが禁止されていることが分かる標識を掲示すること。	
16	掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。	